

## 論 説

# ドイツ商法会計法の構造と意義

佐 藤 誠 二

### はじめに

ドイツの会計制度の特徴は、伝統的に実定法支配のもとに適法＝適正の論理が存在する点にある。実定法にもられた会計法（Bilanzrecht, accounting law）が重視され、この会計法を遵守することをもって会計の適正性も保持されると考えられている。この点は、「法形式」よりも「経済的実質」を優先させて会計の適正性を求める英米の会計制度と異なっている。その場合、ドイツでは例えば以下のような各種実定法（準則、法規命令も含む）が会計法を含んでいる。それらは個々に無秩序に存在するのではなく、商法典における会計法（以下、商法会計法）と相互に関連を有して全体として、ひとつの法体系（Rechtssystematik）を形成している点も、ドイツ会計制度のひとつの特徴である。

租税通則法（Abgabenordnung, AO）

取引所法（Börsengesetz, BörsG）

取引所上場認可命令（Börsenzulassungsverordnung, BörsZulV）

所得税法（Einkommensteuergesetz, EStG）

所得税法施行命令（Einkommensteuer-Durchführungsverordnung, EStDV）

所得税法準則（Einkommensteuer-Richtlinien, EStR）

商法典（Handelsgesetzbuch, HGB）

株式法（Aktiengesetz, AktG）

有限会社法（Gesetz betreffend die Gesellschaften mit Beschränkter Haftung, GmbHG）

開示法（Publitätsgesetz, PublG）

協同組合法 (Genossenschaftsgesetz, GenG)

信用制度法 (Gesetz über Kreditwesen, KWG)

信用機関の会計に関する法規命令 (Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute, RechKredV)

保険監督法 (Versicherungsaufsichtsgesetz, VAG)

保険会社の会計に関する法規命令 (Verordnung über die Rechnungslegung von Versicherungsgesellschaften, RechVersV)

本稿の目的は、かかる会計法体系の中軸として位置する商法会計法を取り上げ、その形式面での構造を明らかにすることを第一の目的とする。その上で、商法会計法と他の会計法、特に、所得税法、取引所法との関係を問うことによって、商法会計法の位置づけを試みることに、それが第二の目的である。我が国の会計制度は商法、証券取引法、法人税法に基づく会計制度が相互に連携する、いわゆるトライアングル体系を持つ点に特質がみられているが、ドイツにおいても商法会計を中心に取引所法開示規制、所得税法会計が相互に密接な関係を持ってドイツ型の会計制度をかたち作っている。本稿では、その内容も考察することによって、ドイツ会計制度における商法会計法の存在意義を検討してみたい。

## 第 1 節 「商人」の法としての商法典と会計

### 1. 商法典と「商人」の帳簿記入義務

ドイツの会計制度は「商人 (Kaufmann)」のための法としての商法典を中心に展開される。そして、この「商人」の法としての商法典は、第三篇「商業帳簿」(第238条～第341h条)において、「商人」に対する会計規準を設定しているが、その冒頭に位置する商法典第238条1項が、すべての商人の帳簿記入を義務づける基本規定となっている。

商法典第238条1項は次のごとく規定する。

「すべての商人は、帳簿を記入しかつそこにおいて自身の商取引と財産の状態を正規の簿記の諸原則に従い明瞭に記載することが義務付けられる。」

では、ここでいう「商人」とはなにか。商法典第1条1項によれば、「商人」とは「商営業を営む者 (wer Handelsgewerbe betreibt)」である。この「商営業を営む者」のうち、商法典第1条2項に規定される、動産または有価証券を売買するもの等 (1～9号) の営業経営を行う、すなわち基本的商業を営むものを、「必然的商人 (Mußkaufmann)」という (商法典第1条)。これに対し

て、基本的商業を営まないにもかかわらず、商人的に装備した営業経営を行う「商人」は商業登記所（Handelsregister）への登記が必要とされ、この登記をもって商人属性が付与される。それらは「義務的商人（Sollkaufmann）」と呼ばれる（商法典第2条）。この場合、帳簿記入義務は「義務的商人」にも存在するが、ただし、帳簿記入の発生するのは、商法典第262条に従い、商人属性の獲得後つまり商業登記所への登録後ではなく商業登記所登録の義務が発生した時点である。

ところで、商法典の諸規定は原則として農林業者に対して適用されるものでない。しかし、農林業者が商人的に装備された営業経営を行うか、もしくは例えば製材業や林業等の副業を営む場合、任意に商業登記所へ登記を行うことによって商人属性を得ることができる。これを「任意的商人（Kannkaufmann）」という（商法典第3条）。さらに、商営業を営まないものであっても事業の法形態に基づいて商人属性は与えられる。人的商事会社および資本金会社は法律的に（Kraft Gesetzes）、商法典の意味では常にいわゆる「形式的商人（Formkaufmann）」である（商法典第6条）。

表1 完全商人としての商法上の属性

形態	完全商人としての属性			
	必然的商人	義務的商人	任意的商人	形式的商人
企業の対策	基本的商営業	その他の営業もしくは手工業	農林業もしくは副業	株式会社 株式合資会社 有限会社 登記済協同組合
企業の種類及び範囲	企業の種類と範囲に応じて、商人的に装備された営業経営が必要とされる限り			企業の種類と範囲に依存しない
企業の登記所登記	登記に依存しない	義務の登記後	任意の登記後	義務の登記後

出所 Rudolf Federmann, Bilanzierung nach Handelsrecht und Steuerrecht, Ein Grundriß der Gemeinsamkeiten, Unterschiede und Abhängigkeiten der Einzelabschlüsse mit systematischen Übersichten und unter besonderer Berücksichtigung der Rechnungslegung von Kapitalgesellschaften, 8.aktualisierte Aufl.,1990,S.56.

この商法典における商人概念として重要なのは、「完全商人（Vollkaufmann）」と「小商人（Minderkaufmann）」の区分である。種類と範囲によるその営業に商人的に装備された営業経営を必要としない小規模の商業経営を営む「小商人」は商業帳簿と簿記記帳義務が免除される。これに対して、「完全商人（Vollkaufmann）」に対してすべて、商法上の簿記記帳義務が適用される。それは、「形式的商人」たるすべての商事会社並びに商業登記所に登録されるかもしくは登

録の義務づけられるすべての「商人」を含んでいる。

かくして、商法典第238条のいう「すべての商人」とは「商人すべて」を意味するのではなく「完全商人」ということになる。この「完全商人」は同時に「必然的商人」、「義務的商人」、「任意的商人」、「形式的商人」でもありうるというように商法上の「商人」概念は交錯した内容となっている。この関係は表1に示すとおりであるが、商法典では、広い意味での商営業を営む各種商人を包括した「完全商人」すべてに対して、帳簿記入義務を設定している。

## 2. 会社の法形態と年度決算書の作成義務

さて、営業年度の経過後には簿記書類から年度決算書が作成される。すべての商人に対するこの年度決算書の作成義務は、商法典第242条から明らかである。

商法典第242条はつぎのように定めている。

「商人は自己の商営業の開始時及び各営業年度末に、自己の財産と負債との関係を示す決算書（開業貸借対照表、貸借対照表）を作成しなければならない。」（1項1文）

「商人は、各営業年度末にあたり、その営業年度の費用と収益との対照表（損益計算書）を作成しなければならない。」（2項）

この場合、商法典の規定する商人のうち、会計上、とくに関心のもたれるのが人的会社（Personalgesellschaft）と資本会社（Kapitalgesellschaft）の区分である。ドイツにおける商法典は、この区分にたつて、すべての商人に対する全般的な規定を配した上で、資本会社に対する補完的規定、さらに登記済協同組合、一定業種（信用機関と保険企業）に対する各補完的規定を設けている。

ドイツにおいて会社（Gesellschaft）には、社団（Verein）と組合（狭義の Gesellschaft）とを包括する概念づけがおこなわれるが、社団については「社団＝法人＝有限責任性」の論理的な対応関係を前提にしており、人的会社と資本会社の区分もそれに応じた概念規定がなされているといわれる。すなわち、ドイツでは法人格は社団のみに付与され、法人に帰属する法人財産は責任財産であり有限責任性が存立する。同じ商事会社であっても、社団＝法人であり責任財産が法人財産に限定される資本会社と法人格を持たず責任財産も法人財産に限定されず個人財産まで及ぶ人的会社とは基本的に性格を異にする。従って、人的会社はドイツ法上、社団ではなく、法人格を持たない組合として位置づけられる。これに対して、登記済協同組合（eingetragene Genossenschaft）は、組合という名称にも拘わらず、社団として性格を有する法人である。商法典は、こうした「社団＝法人＝有限責任性」を軸に資本会社に対する会計規準の内容を人的会社

のそれと区分して定めている。それは、有限責任に基づく資本会社の場合、所有者と業務執行担当者との分離により生ずる外部者の企業に対する強い利害とその補償要求から根拠づけられるという。

ドイツの場合、人的会社と資本会社はさらに以下の会社形態に分類しうる。

## 人的会社

### (1) 個人企業 (Einzelunternehmen)

個人企業は個人商人 (Einzelkaufmann) と呼ばれ、1名の所有者により事業経営も行われるドイツの企業のなかで最も数の多い企業形態である。この個人の所有者は企業の債務に対して無限責任を負う。個人企業は商業登記所に登録されるが、税負担は企業ではなく所有者個人に課せられる。

### (2) 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft, OHG)

合名会社は無限責任社員のみにより所有され、法人格はないが会社としての財産や権利義務は有している人的会社をいう。この会社の場合、無限責任社員はその名前を商号に記載する必要がある、企業経営に参画する義務を負っている。なお、商法上は合名会社は合資会社、有限合資会社とともに人的商事会社、形式的商人の属性を有する。

### (3) 合資会社 (Kommanditgesellschaft, KG)

合資会社は合名会社と有限会社の間形態を採る人的会社である。従って、法人格はない。所有者は代表社員として最低一人は必要な無限責任社員に有限責任社員を加えて構成される。有限責任社員はその出資額に応じて責任を負い、定款に特別の定めがない限り、経営に参画せず資金拠出者として行動する。

### (4) 有限合資会社 (GmbH & Co. KG)

有限合資会社は合資会社の特殊な形態であり、人的会社であるが同時に有限責任でもある。これは合資会社の無限責任社員が自然人でも法人でも可能としているため、有限会社がこの無限責任社員に任命された場合、実体として有限化してしまうことによる。この企業形態の場合、経営の代表権は有限会社の経営者である。また、法人ではないので税負担は個人所得税の対象となる。

## 資本会社

### (5) 株式会社 (Aktiengesellschaft, AG)

株式会社とは10万マルク以上の資本金を必要とし、資本金を分割した株式の資本市場での発行と流通を前提とする有限責任性の企業形態である。法人格を有し法人課税の対象となり、商

法上は商業登記所への登録が義務づけられる形式的商人でもある。法規制（株式法）上、最高機関としての株主総会、業務執行の代表機関としての取締役会とその監督機関としての監査役会を設置しなければならない。

(6) 株式合資会社 (Kommanditgesellschaft auf Aktien, KGaA)

株式合資会社とは名称は合資会社となっているが、株式法上、株式会社の一つの形態に属し法人格を有する会社である。所有者は有限責任の株主と 1 名以上の無限責任社員の双方から構成され、無限責任社員は株式会社の取締役会の役割をもち業務執行を行う。株主総会、監査役会の設置については株式会社と同様に規制がなされる。

(7) 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung, GmbH)

有限会社も株式会社と同様、有限責任の資本金会社で法人格を有している。ただし、資本金は 5 万マルク以上でよい。通常、少数である所有者は、取締役として会社を代表し商業登記所への登録を行うことが義務づけられる。機関としては、株式会社の株主総会に相当する社員総会が設けられるが、監査役会の設置は有限会社法上、株式会社と異なり必要とされていない。

以上の企業に関して年度決算書の作成義務が課せられる。これは商法典第 238 条の帳簿記入義務と同様に、すべての商人に対する義務規定である。その場合、帳簿記入義務、年度決算書の作成義務の課せられる個人ないし個人集団を、各会社形態別に述べれば次のようである。

- (1) 個人企業の場合には、個人商人 (Einzelkaufmann) 自身。
- (2) 合名会社、合資会社の人的商事会社 (OHG, KG) の場合、業務執行社員だけでなく、すべての無限責任社員。
- (3) 株式会社の場合、取締役会構成員。
- (4) 株式合資会社の場合、無限責任社員 (株式法第 91 条)。
- (5) 有限責任会社の場合、すべての業務執行者 (有限会社法第 41 条)
- (6) 組合の場合、取締役会構成員。

なお、これらの個人ないし個人集団は帳簿記入を代理させることができる。ただし、彼らは被用者もしくは外部者の選択に必要な用心を怠った場合もしくは十分な監督を行わなかった場合であっても、民法上も刑法上も責任を依然として有しているという。この責任は次の商法典第 245 条の署名義務によって裏づけられている。

「年度決算書は商人により日付を記載のうえ署名されなければならない。複数の無限責任社員が存するときには、それら社員すべてが署名しなければならない。」

さて、連邦統計局統計によると、ドイツの場合、1987 年の企業総数 2,097,790 社のうちのそのほ

とんどを個人企業が占め（77.34%）、資本会社は222,445社（10.6%）を数えるにすぎない。また、資本会社についても、そのうち98.8%とほとんどが有限会社であり、株式合資会社も含めて株式会社数は企業総数全体からみても僅か0.13%、実数で2,780社と極めて少数である（表2参照）。しかし、企業規模からみれば、資本会社の大きさがあらわれている。同じ1987年の統計数値によ

表2 企業形態別の企業数と被用者数

企業形態	企業数		被用者数		
	社	%	人	%	平均
個人商人	1,622,481	77.34	6,071,114	27.70	3.74
民法上の会社	136,711	6.52	831,570	3.79	6.08
人的商事会社					
合名会社	52,871	2.52	1,526,877	6.97	28.88
合資会社					
有限合資会社	49,030	2.34	2,996,819	13.67	61.12
資本会社					
株式会社	2,780	0.13	3,177,099	14.50	1,142.84
株式合資会社					
有限会社	219,665	10.47	5,671,070	25.88	25.82
登録済協同組合	7,022	0.33	264,538	1.21	37.67
その他	7,230	0.35	1,377,552	6.28	190.53
合計	2,097,790	100.0	21,916,639	100.0	10.45

出所 Dieter Ordeltelheide and Dieter Pfaff, Germany, 1994, P.29.

表3 資本会社の資本規模別企業数

申込資本の規模	株式会社				有限会社			
	企業数		申込資本		企業数		申込資本	
	社	%	ドイツマルク	%	社	%	ドイツマルク	%
5万未満					248,685	71.8	11,922	8.1
5万～10万	396	18.4	127	0.1	23,721	6.9	1,464	1.0
10万～100万					61,373	17.7	13,110	8.9
100万～1,000万	809	36.9	3,105	2.7	10,376	3.0	27,301	18.5
1,000万～1億	748	34.1	24,734	21.2				
1億～2.5億	146	6.7	21,399	18.4	2,216	0.6	93,625	63.5
2.5億超	91	4.2	67,033	57.6				
合計	2,190	100.0	116,398	100.0	346,371	100.0	147,422	100.0

出所 Dieter Ordeltelheide and Dieter Pfaff, op.cit., P.31.

れば、被用者数全体の約 4 割を資本会社が有しており、平均被用者数も株式会社（株式合資会社を含む）が1,142.84人と断然多く、人的会社と比較して、また同じ資本会社である有限会社の25.82人に比較してもその大規模性は明らかである。ただし、同じ株式会社といってもその内容は異なる。有限会社も含めて資本会社の申込資本規模に応じた分布は表に示すとおりであるが、1億マルク以上資本規模を擁する株式会社数は237社（10.9%）にすぎない。むしろ、1億マルク以上の資本規模を持つ有限会社数は2,216社と株式会社全体の2,190社に匹敵するほどである（表 3 参照）。さらに資本規模に対応して売上、投資等の企業規模が推移することも考えあわせると、ドイツの場合、資本会社は企業形態よりも企業規模別構成が大きな意味を有してくるいい。

一般に、会計とは「企業の言語（language of business）」であるといわれる。言語は社会的、経済的、文化的環境要因の表現でもあり、会計という企業言語も一国の国民経済のそうした諸環境要因に影響されることは避けられない。ドイツにおける企業構成もひとつの環境要因として会計風土を形成しており、以下に述べるように商法典が人的会社と資本会社の区分と資本会社の規模依存性を前提に構成されていることも、そうした会計風土に対する現実適応の解決が図られているとみてよいだろう。

## 第 2 節 商法典第三篇「商業帳簿」の構成

1985年に改正されたドイツの現行商法会計法は、商法典第三篇「商業帳簿」に組み入れられている。この第三篇「商業帳簿」の第一章「すべての商人に関する規定」（第238条～第263条）は、それに続く第二章「資本会社に関する補完規定」（第264条～第335条）及び第三章「登記済協同組合に関する補完規定」（第336条～第339条）が補完もしくは離反規定を指示しない限りにおいて、資本会社（株式会社、株式合資会社、有限会社）にも登記済協同組合にも適用される。信用機関及び保険企業については、それ以外に第340条～第340o条ないし第341条～第341o条の第四章「一定業種に関する補完規定」が考慮されねばならない。この場合、商法典第三篇は、単純に法技術的な配置がなされただけでなく、第一章から第四章へ至る法構成として一般規定から特殊規定へと進行する構造となっている。それにより、商法典の特徴は、過去において、企業の法形態、業種別に特別法に規定されていた諸会計規準を第三篇のなかに統一し網羅的に組み入れ、それを法的安定性と適用可能性の観点から、改めて企業の法形態、業種に応じた規定を規模と内容の範囲に照らして巧みに構成した点にみられる。

以下、第三篇「商業帳簿」の内容に関してその特徴的なところを指摘してみよう。

## 1. 第一章「すべての商人に関する規定」の構成

帳簿記入と財産目録の作成から始まる第一章「すべての商人に関する規定」は次の諸会計規準から構成される。

第一節 帳簿記帳・財産目録（第238条～第241条）

第二節 開業貸借対照表・年度決算書（第242条～第256条）

第一款 一般規定（第242条～第245条）

第二款 計上規定（第246条～第251条）

第三款 評価規定（第252条～第256条）

第三節 保存及び提出（第257条～第261条）

第四節 登記による商人・州法（第262条～第263条）

このうち、年度決算書に関わる基本的規定は第二節の一般規定に定められている。すべての営業年度末に正規の営業経過に合致する期間内に（商法典第243条3項；その期間は6ヶ月から12ヶ月に相当する）年度決算書を構成する貸借対照表と損益計算書の作成が義務づけられる（商法典第242条）。この場合、基礎となっている帳簿記入が外国で許容される別の言語（現行の言語）で行われるときですら（第239条1項）、年度決算書はドイツ語で且つドイツ・マルクで作成することが義務づけられる（商法典第244条）。また、年度決算書は商人ないしすべての無限責任社員によって日付が記載され署名されなければならない（商法典第245条）。

かかるすべての商人に義務づけられる年度決算書は正規の簿記の諸原則（GoB）に従い作成しなければならない、明瞭且つ要覽的でなければならない（商法典第243条1項及び2項）。ここで、商法典は年度決算書作成の一般規範（Generalnorm）としての正規の簿記の諸原則の遵守を指示している。この場合、正規の簿記の諸原則は例えば、貸借対照表計上（利益実現）の時点、未決取引の貸借対照表計上、経済的所有の場合の財産対象物の貸借対照表計上を決定する。また、正規の簿記の諸原則は、諸方法間の選択（例えば減額記入方法）や製作原価の算定にも適用されるという。正規の簿記の諸原則とは、その概念が法文上規定されていない不確定な法概念であって（不文の正規の簿記の諸原則）、その法解釈と法発見を通じて法の空隙を充填することにより法の前進を促す法規範としての特徴を有するドイツ固有の且つ機軸的の法概念である。通常、正規の簿記の諸原則は企業の法形態、業種にかかわらず「すべての商人」に適用されるどころの一般原則でもある。さらに、特徴的なのは、現行の商法典では、過去において一般的妥当性の認められ

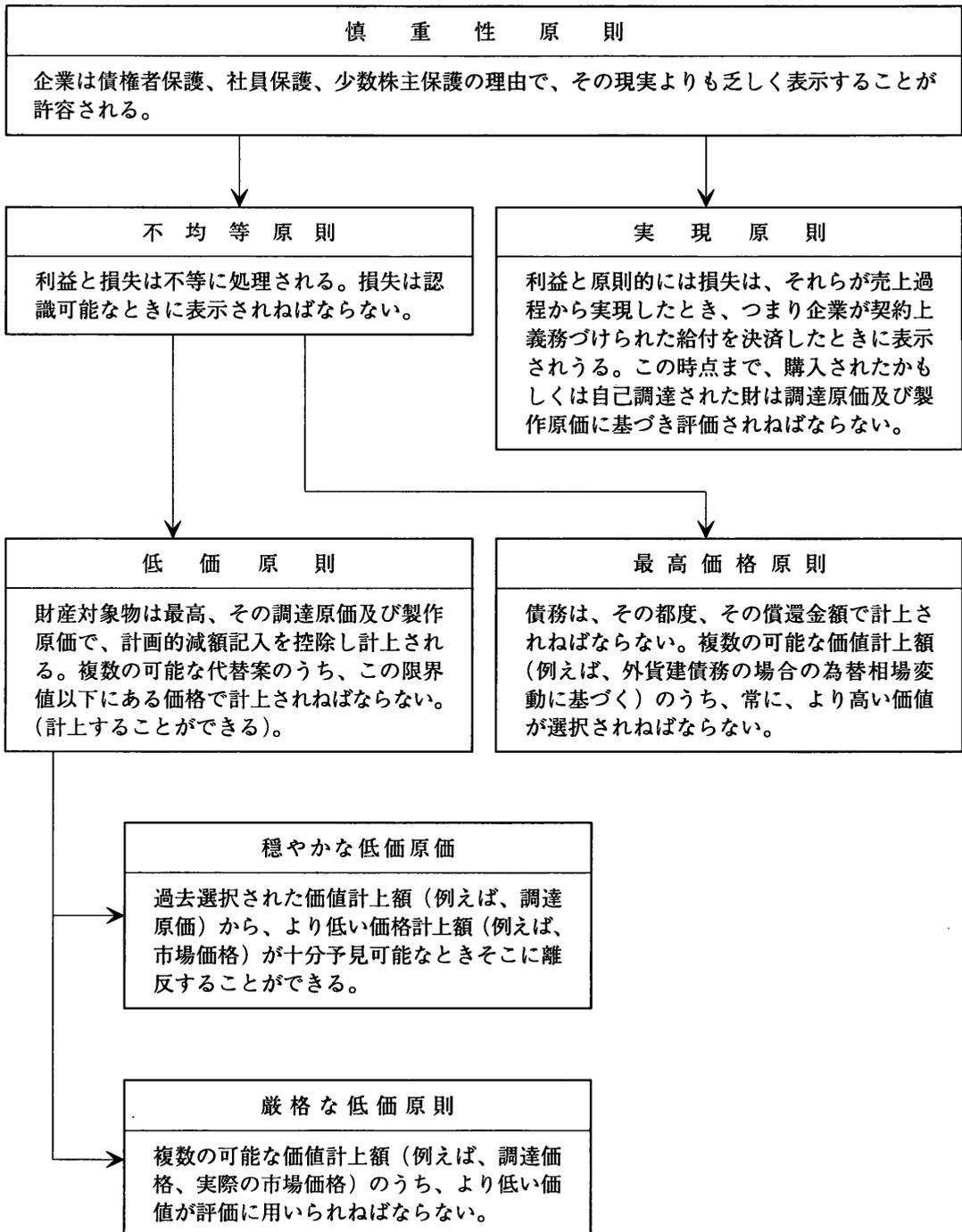
てきた正規の簿記の諸原則の内容が、法文として明示化がなされている点である。これらは「法典化された正規の簿記の諸原則」と呼ばれており、計上、評価、表示に関連した明瞭性・要覧性（商法典第243条1項）、簿記及び貸借対照表真实性（商法典第239条2項、第262条2項）完全性（商法典第246条1項）、貸借対照表同一性・企業継続性・決算日・個別評価・慎重性・期間限定・評価継続性（商法典第252条1項1号～6号）、調達価値（商法典第253条）等の諸原則が法典化された正規の簿記の諸原則の中心をなす。正規の簿記の諸原則は不文の正規の簿記の諸原則と法典化された正規の簿記の諸原則とにより重層的、階層的に構成され、すべての商人に対する統一のシステムを前提としているといわれる。

ところで、ここで特徴的なのは正規の簿記の諸原則システムが保守主義的な性格を有していることにある。これは現行の商法典第252条1項1号から6号をはじめとする一般的评价諸原則（*allgemeine Bewertungsgrundsätze*）に妥当する。図1に示すように、一般的评价原則は、とりわけ「慎重性原則」から誘導されて、実現原則、不均等原則、低価原則、最高価値原則が階層を形成しており、それがドイツ的な保守主義を反映しているが特徴と一般にみられている。

さらに、正規の簿記の諸原則と同じ不確定な法概念として「理性的な商人の判断（*vernünftige kaufmännische Beurteilung*）」の規定がある。商法典は、貸借対照表評価に際して貸借対照表作成者に推定余地が存在する場合、正規の簿記の諸原則ではなくこの「理性的な商人の判断」に基づくことを指示している。商法典第253条1項2文における財産対象物の減額記入（*Abschreibung*）や第253条3項3文における流動資産たる財産対象物の減額記入、第253条4項のそれ以外の減額記入、第253条1項3文における引当金の評価に際して、その価値計上額は「理性的な商人の判断」の枠内で、ないし、それに従って行われなければならない。この「理性的な商人の判断」は恣意性ある貸借対照表評価政策（秘密積立金の設定）を制限し持分所有者の配当請求保護に応ずるため規定されるドイツ固有の伝統的評価規準である。しかし、「理性的な根拠」に明確な解釈は存在しておらず、そこに多様な解釈の運用を通じて幅広い価値選択（秘密積立金の設定）がひらけていると言ってもよい。

ともあれ、商法典第三篇第一章の「すべての商人に関する規定」は、企業の法形態・業種に依存せずにすべての商人が守るべきいわば最小規定を含むにすぎない。その点で、商人にとって必ずしも厳格な会計を要請するものではなく、より以上の商人の会計責任は商人自体の自主性に委ねられるとされている。

図1 慎重性原則から誘導される評価原則の階層



出所 Wolfgang Männel, Bilanzlehre, 1996, S. 80.

## 2. 第二章「資本会社に関する補完規定」の構成

資本会社は年度決算書を作成する場合、すべての商人に関する規定（第238条～第263条）に加えて、商法典第264条～第289条の補完規定を遵守しなければならない。この補完規定は株式会社、株式合資会社、有限会社のすべての資本会社に適用される。さらに、株式会社と株式合資会社は株式法規定（株式法第58条、第150条、第152条、第158条、第160条、株式合資会社については加えて株式法第286条、等）、有限会社は有限会社法規定（第29条、第42条等）を考慮しなければならない。

資本会社に関する補完規定の構成は次のようである。

### 第一節 資本会社の年度決算書及び状況報告書

- 第一款 一般規定（第264条～第265条）
- 第二款 貸借対照表（第266条～第274条）
- 第三款 損益計算書（第275条～第278条）
- 第四款 評価規定（第279条～第283条）
- 第五款 附属説明書（第284条～第288条）
- 第六款 状況説明書（第289条）

### 第二節 コンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書

- 第一款 適用領域（第290条～第293条）
- 第二款 連結の範囲（第294条～第296条）
- 第三款 コンツェルン決算書の内容及び形式（第297条～第299条）
- 第四款 全部連結（第300条～第307条）
- 第五款 評価規定（第308条～第309条）
- 第六款 比例連結（第310条）
- 第七款 関連企業（第311条～第312条）
- 第八款 コンツェルン附属説明書（第313条～第314条）
- 第九款 コンツェルン状況報告書（第315条）

### 第三節 監査（第316条～第324条）

### 第四節 公示（第325条～第329条）

### 第五節 様式規定及びその他の規定に関する命令授權（第330条）

### 第六節 罰則及び過料規定、強制金（第331条～第335条）

まず、資本会社の補完規定で特徴としてあげられるのは、年度決算書概念が人的会社と異なることにある。資本会社の年度決算書は貸借対照表、損益計算書に加えて附属説明書（Anhang）の三つから構成され、それらが一体をなすものと捉えられている（商法典第264条1項1文）。

こうした年度決算書に関して貸借対照表、損益計算書の項目分類、附属説明書における報告と説明義務、状況報告書（Lagerbericht）の作成並びにそれら年度決算書の監査、公示等に関して、商法典第267条は資本会社について大中小の規模分類を指示しているのも補完規定の特徴である。表4に示すようにこの規模分類の基準は貸借対照表総額、売上高、被用者数であるが、大中小のいずれの規模に資本会社が属するのかが、会社が連続する二つの決算日に少なくとも二つの基準を満たしているかに応じて決定される。この規模区分に応じて中小規模の資本会社に対して諸々の簡便措置が講ぜられ、各種規定が規模依存的に配置される。その内容は表5のように示すことができる。

ところで、補完規定で特に注目すべき点は、資本会社の年度決算書に関して商法第264条2項2文が次の一般規範を定めている点である。

「資本会社の年度決算書は、正規の簿記の諸原則を遵守して、資本会社の財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しなければならない。」

この一般規範は、現行の商法典の改正の直接的契機となったEC第4号指令の目標規範「真実且つ公正な写像（true and fair view）」の伝達をドイツ法に転換せしめたものである。この英米法に基礎をおく情報開示の実質主義が適法＝適正の法支配型の従来におけるドイツ商法会計法の実質的変更をもたらすものかどうか議論を呼んでいる。しかし、今日の支配的見解は、正規の簿記の諸原則により限定される情報規範にすぎないとする。商法典第243条1項は既にすべての商人に対して年度決算書作成の一般規範として正規の簿記の諸原則の遵守を定めており、この第264条2項1文の一般規範はそれと両立して資本会社にのみ適用されるものと位置づけられている。すなわち、この一般規範の枠内で正規の簿記の諸原則が指示されていることは、要請される写像の伝達が正規の簿記の諸原則とのコンテキストのもとでのみ、換言すれば一般的な貸借対照表計上原則及び貸借対照表評価原則、とりわけ調達価値原則、不均等原則、慎重性原則の制約のもとでのみ要請されると解されている。特別な場合にのみ、実質的諸関係に合致した写像（真実且つ公正な写像）の伝達のため附属説明書における追加的記載と報告が要請されるのであって、従来のドイツの会計実務を原則的に変えるものでないという。

その他、現行商法典の補完規定ではコンツェルン会計法が規定される。1965年旧株式法にあったコンツェルン会計の諸規定は資本会社の年度決算書（個別決算書）に関する規定の後に移され

表 4 資本金会社の規模分類

資 本 会 社	貸借対照表総額 ドイツマルク	売 上 高 ドイツマルク	被 用 者 人
小 規 模	≤ 5.31百万	≤ 10.62百万	≤ 50
中 規 模	5.31～21.24百万	10.62～42.48百万	51～250
大 規 模	> 21.240百万	> 42.48百万	> 250

表 5 資本金会社の規模に応じた簡便措置一覧

規 定 領 域	資 本 会 社		
	小 規 模	中 規 模	大 規 模
作 成 期 間	翌営業年度のはじめの 6ヶ月内に作成 商法典第264条1項3文	翌営業年度のはじめの3ヶ月内に作成 商法典第264条1項2文	
貸借対照表の分類	簡易；分類構成として アルファベット及びロー マ字を付した項目のみ を区別 商法典第266条1項	商法典第266条2項及び3項による詳細分類	
損益計算書の分類	簡易；商法典第275条2項1～5号もしくは3項1～ 3号及び6号の項目を「粗利益」に要約 商法典第276条	商法典第275条2項もし くは3項による詳細分 類	
附属説明書における 記 載 義 務	簡易；商法典第274a 条第276条2文、第288 条2文の簡便措置（例 えば売上収入の分類、 その他の引当金の説明）	簡易；活動領域及び地 理的に定められた市場 別の売上収入の分類な し 商法典第288条2文	商法典第284条に応じ た報告義務 簡易化はなし
状況報告書の作成	作成義務はなし 商法典第264条1項3文	商法典第264条1項1文に基づく作成義務	
年度決算書の監査	監査免除 商法典第316条1項1文	法定監査義務 商法典第316条以下	
年度決算書の公示	商法典第326条に基づ く簡便措置	商法典第327条に基づ く簡便措置	商法典第325条
公 示 期 限	翌営業年度12ヶ月以内	翌営業年度9ヶ月以内	
公 示 範 囲	簡易貸借対照表 簡易附属説明書	簡易貸借対照表 損益計算書 附属説明書 状況報告書 監査証明書 監査役会報告書	貸借対照表 損益計算書 附属説明書 状況報告書 監査証明書 監査役会報告書
公 示 場 所	商業登記簿	商業登記簿	連邦広報

出所 Wolfgang Mannel, Bilanzlehr, 1996, S.94. の表を一部、補足して作成

れ、それにより商法会計法の統一性が強調され、要覧性が高められたという。国内コンツェルン決算書から世界コンツェルン決算書（Weltabschluss）への転換、個別決算書のコンツェルン決算書に対する基準性から統一的評価方法への移行等、「経済的統一体（wirtschaftliche Einheit）」の観点から旧法と異なる規定も存在するが、基本的には個別決算書に関する補完規定と同様の規定が配置される。それは、コンツェルン決算書もコンツェルン貸借対照表、コンツェルン損益計算書及びコンツェルン附属説明書により一体的に構成され、また個別決算書に対する一般規範（商法典第264条2項1文）と同様に、コンツェルン決算書についても商法典第297条2項2文に、「コンツェルン決算書は正規の簿記の諸原則を遵守してコンツェルンの財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しなければならない。」とする、いわゆる「正規のコンツェルン会計の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Konzernrechnungslegung, GoK）」が定められているためである。

しかし、コンツェルン決算書は年度決算書（個別決算書）と異なり、それが利益配当に対しても課税に対しても基礎となっていない。立法者の見解によれば、コンツェルン親企業の社員であっても利益請求権を有するのはコンツェルンでなく親企業である。従って、株式法や有限会社法に規定される取締役会、監査役会、株主総会ないし社員総会による確定（Feststellung）も必要でない。課税についてもそれは法的に個々に独立した企業に負担される。ただし、コンツェルン決算書をもってただ情報提供の用具と位置づけるこうした立法者の見解に反して、コンツェルン利益に基づく配当とコンツェルン統一課税が21世紀に向けたドイツの大きな課題であるとして、学説レベルで多数の論議が繰り返されている。

### 3. 第三章「登記済協同組合に関する補完規定」の構成

協同組合に関しても商法典第一章「すべての商人に関する規定」と第二章「資本会社に関する補完規定」が適用されるが、この場合の例外は補完特殊な協同組合に関する規定を含むこの第三章における「登記済協同組合に関する補完規定」（商法典第336条～第339条）である。この第三章の補完規定では第336条において幾つかの資本会社に対する評価規定（商法典第279条、第280条、第282条）を除外し、他方で資本会社に特別に適用される商法典第264条2項の一般規範に代えてすべての商人に対する一般規範商法典第243条を受容する（商法典第336条2項）。その他の相違としてはとくに自己資本領域において一定の変更と補完が存在する。協同組合についてもまた年度決算書の監査が義務づけられ（協同組合法第53条）、公示の義務（商法典第339条）を負うことが定められている。

#### 4. 第四章「一定業種の企業に関する補完規定」の構成

さて、商法典第三篇第四章では信用機関と保険企業に関して業種特有の補完規定が次のように規定されている。

##### 第一節 信用機関に関する補完規定

第一款 適用領域（第340条）

第二款 年度決算書、状況報告書、中間決算書（第340a条～第340d条）

第三款 評価規定（第340e条～第340g条）

第四款 通貨換算（第340h条）

第五款 コンツェルン決算書、コンツェルン状況報告書、コンツェルン中間決算書  
（第340i条～第340j条）

第六款 監査（第340k条）

第七款 公示（第340l条）

第八款 罰則及び過料規定、強制金（第340m条～第340o条）

##### 第二節 保険企業に関する補完規定

第一款 適用領域（第341条）

第二款 年度決算書、状況報告書（第341a条）

第三款 評価規定（第341b条～第341d条）

第四款 保険技術上の引当金（第341e条～第341h条）

第五款 コンツェルン決算書、コンツェルン状況報告書（第341i条～第341j条）

第六款 監査（第341k条）

第七款 公示（第341l条）

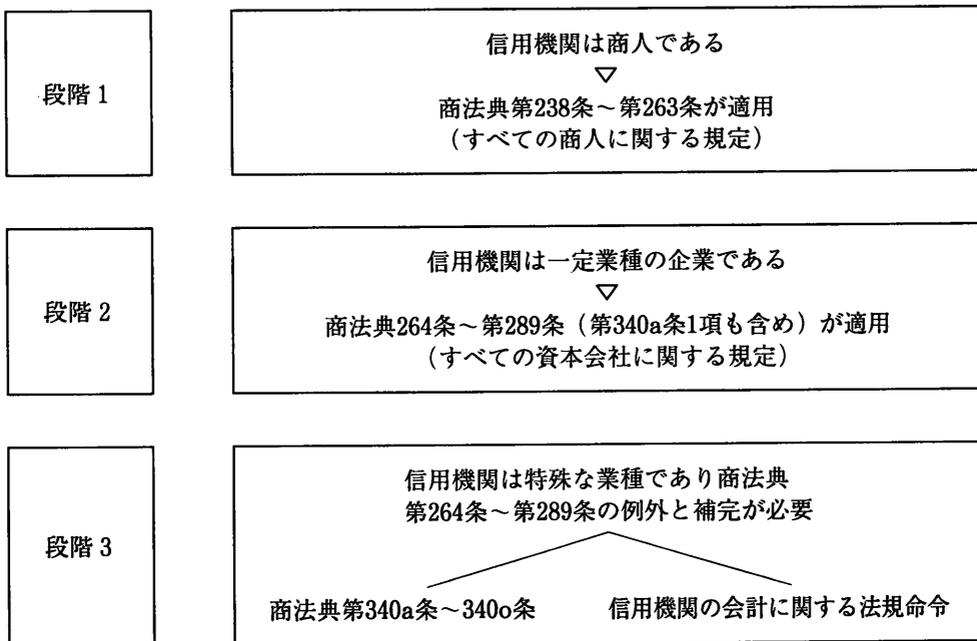
第八款 罰則及び過料規定、強制金（第341m条～第341o条）

信用機関に関する会計規定は、銀行貸借対照表指令（Bankbilanzrichtlinie）のドイツ法への転換によって大きく変化した。銀行貸借対照表指令はEC第4号指令、第7号指令と一体しているとはいえ、それらとは異なる信用機関という業種特有の会計規定を含んでいる。EC銀行貸借対照表指令は、とりわけ、貸借対照表及び損益計算書の分類、諸項目の内容、秘密及び公示積立金の設定、通貨換算に関してその目標設定に合致した諸規定を含んでいたが、この銀行貸借対照表指令の国内法への転換は銀行貸借対照表指令法（Bankbilanzrichtlinie-Gesetz）と信用制度法を通

じて遂行された。銀行貸借対照表指令法により商法典第三編に第四章「一異業種の企業に関する補完規定」の第一節に「信用機関に関する補完規定」が導入されたが、それは主として、信用機関に適用される補完的な貸借対照表計上と貸借対照表評価の規定並びに通貨換算の決定を含んでいる。また信用機関の会計に関する法規命令（RechKedV）においては、特に、貸借対照表と損益計算書の分類に関する極めて形式的問題、貸借対照表と損益計算書の諸項目の内容並びに附属説明書における追加報告が規定されている。

もとより、その商人属性によって信用機関もまたすべての商人に対する規定である商法典第238条～第263条の適用が義務づけられる。それと同時に、信用機関は法形態・規模非依存的に年度決算書において大規模資本会社に適用される商法典第264条～第289条が適用される。さらにその業種特殊性から商法典第340b条以下の諸規定が補完的に適用されるが、その場合、商法典第238～第289条の規定が必ずしも適用されるものでない。それは具体的には次のようにである（図2参照）。

図2 信用機関に適用される規定の階層



出所 Wirtschaftsprüfer Handbuch 1996, Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Beratung Bd.1,1996,S.551.

- 商法典第340a条2項1文、3文の指示する各個別規定は適用されない。
- 商法典第340a条2項2文にの指示する規定に代えて、信用機関の会計に関する法規命令により認められる様式規定及びその他の規定が適用される。

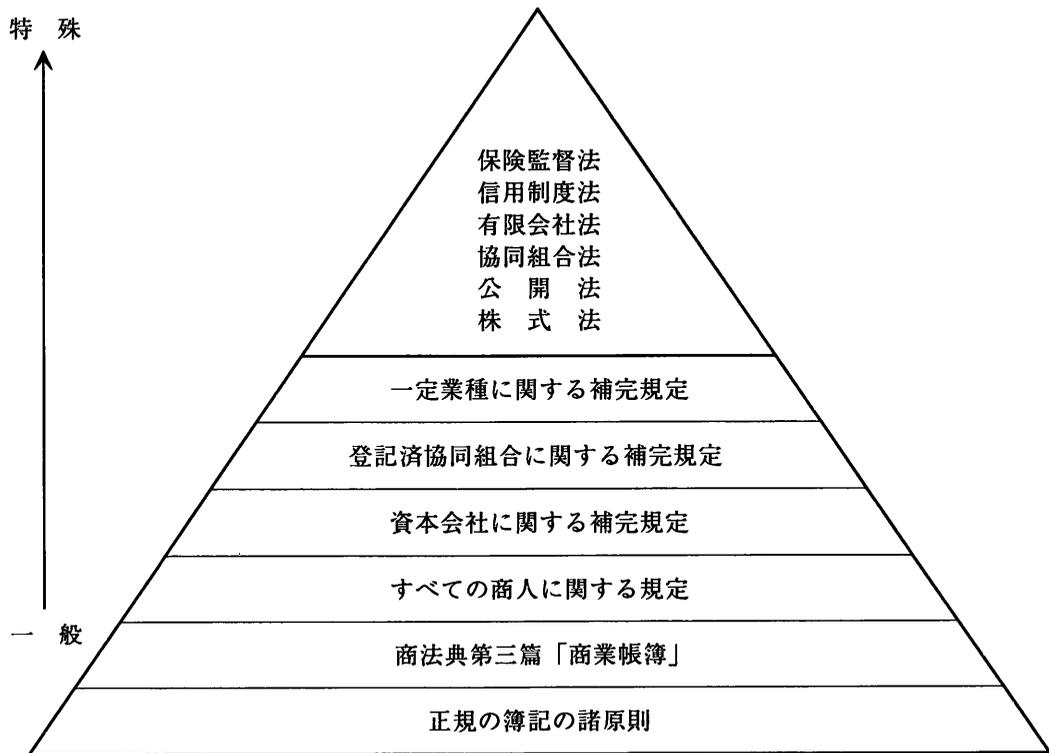
他方、保険企業に目下、適用される会計規定も1991年12月19日付のEC保険貸借対照表指令(Versicherungsbilanzrichtlinie)に基づいている。この保険貸借対照表指令も1994年6月24日付の保険貸借対照表指令法(Versicherungsbilanzrichtlinien-Gesetz)の施行をもって国内法に転換され、商法典第三篇第四章の第二節「保険企業に関する補完規定」(商法典第341条～第341o条)が新設された。

保険企業に関しても、商法典は法的枠組みとして特に商法典第238条～第335条並びに保険監督法や株式法の若干の規定を設けている。また、1994年11月8日付で実現した「保険企業の会計に関する法規命令(RechVersV)」は保険企業の年度決算書、状況報告書並びにコンツェルン決算書、コンツェルン状況報告書につき65の条項に及ぶ詳細な規定を定めている。

従来、保険企業に対して監督法上定められていた諸規定を組み入れた保険企業に関する補完規定も信用機関の補完規定と同様、一般会計規定に対する「特別法(lex specialis)」として、とくに保険経済の開示要請に応えたものだといわれる。それと同時に、保険特有の幾つかの会計規定も商法典に導入される。この点は、信用機関に関する補完規定も同様で、例えば、信用機関については「現先取引(Pensiongeschäfte)」(商法典第340b条)、「一般的な銀行リスクの保証」(商法典第340h条)、「通貨換算(Währungsumrechnung)」、保険企業については補償引当金、価格変動引当金といった「保険技術上の引当金(Versicherungstechnische Rückstellungen)」(商法典第341e条～第341h条)といった諸規定が導入されており、業種特有の保守主義の立場から将来予測に基づく会計処理が法的に担保されているのが特徴である。

以上が、商法典第三篇「商業帳簿」の構成の概要である。第三篇「商業帳簿」では、正規の簿記の諸原則を中心に、商人の帳簿記入義務と企業の法形態、規模、業種に応じた年度決算書の形式と内容に関する会計規準が構成されている。これらの会計規準は不文の正規の簿記の諸原則と法典化された正規の簿記の諸原則が一般原則として構造化し、その上で各法形態、規模、業種依存的個別規定が階層となって構成され、それらが全体で会計実務を指導する法規効力を有している。そしてこの商法典会計法がドイツにおいて会計に関する具体的な実定法の基礎を形成する。たしかに、他方において、各企業形態に適用される特別法上の多くの特殊規定も存在する。しかし、「特別法は一般法を廃す(lex specialis derogat legi generali)」の原理をおきつつも、商法

図3 会計法体系の階層



出所 Wolfgang Lück, Rechnungslegung nach Handels- und Steuerrecht, 4. Aufl., 1990, S. 208. を基礎に一部、加筆して作成。

典を基底にして一般から特殊へ向かって各種特別法が階層づけられ、ひとつの会計法体系が構築されている（図3参照）。この階層化された法体系を通じて商法と特別法との重複規定を回避し、もって法的安定性と法的秩序の保持が意図されている。「商人の基本法（Grundgesetz des Kaufmann）」とよばれる商法典がドイツの会計法体系の基幹をなす所以である。

### 第3節 商法会計法と税法会計法

企業活動からの損益を税務上、把握しようとする場合、三つの可能性が考えられる。

1. どう課税所得を算定するのかを税法が自身で定義する。
2. 商事貸借対照表が変更なくそのまま課税目的にも利用される。
3. 商事貸借対照表が原則的に課税のための基準になる。しかし、その場合、諸領域で税法は

修正計算を行う。

ドイツの場合、このうち、第三番目の選択肢が採用される。ドイツにおいて、商人の商事貸借対照表 (Handelsbilanz) は本来的貸借対照表であり、税務貸借対照表 (Steuerbilanz) はそこから誘導されると解釈されている。この場合、商事貸借対照表と税務貸借対照表との架橋の役割を果たすのが所得税法第5条1項の指示する「基準性原則 (Maßgeblichkeitsprinzip)」である。この基準性原則は我が国の「確定決算主義」に類したドイツ固有の税務原則であり、この原則を通じて商法会計法と税法会計法が緊密な関係を保っている。以下、その関係を考察してみよう。

### 1. 基準性原則の人的適用領域

既にみたように、ドイツの商法典は第238条1項1文においてすべての商人に対して帳簿記入義務を定めている。また、すべての商人は各営業年度末に決算書の作成も義務づけられている。ここで、商人属性は「商営業を営む者」に与えられ、具体的には形式的商人、任意的商人、義務的商人、必然的商人がこの帳簿記入義務と決算書作成義務を負うことになる。ただしその場合、「すべての商人」とは商人すべてではなく、小商人を除いた「完全商人」を意味している。

ところで、かかる商法典第238条1項は1文に続けて次の2文と3文を掲示している。

「帳簿記入は、それが専門的知識を有した第三者に対して相当の期間内で営業経過と企業の状態に関して要覧を伝達できるようなものでなければならない。営業経過はその発生及び終了まで追跡しうるものでなければならない。」

この規定は租税通則法 (AO) 第145条1項と全く同一である。この商法典と租税通則法との密接な結合をもって、商法規定を解釈する場合、税法文献と税務判決が依拠されることになる。

さらに、租税通則法第140条によれば、商法上の帳簿記入義務は課税の利害においてもまた履行されなければならない。租税通則法第140条が次のように定めているからである。

「税法以外の法律に基づき、課税にとって重要性を有する帳簿及び記録を記入する者は、当該の別の法律により自身に義務づけられる義務を課税に対してもまた履行しなければならない。」

しかし、税法は所得税法第5条1項において、基準性原則の適用を必ずしも商法のいう完全商人のみにおいていない。

所得税法第5条1項1項は次のように定めている。

「法規定に基づき帳簿を記入し正規の決算をおこなうことの義務づけられる、もしくはかかる義務を伴わずに帳簿を記入し正規の決算をおこなう事業者は、経済年度末に商法上の正規の簿記の諸原則に従い表示されるべき経営財産 (所得税法第4条1項1文) を計上しなければならない。」

利益決定に際しての税法上の選択権は商法上の年度決算書と一致して行使されなければならない。」

この条文の「義務を伴わずに帳簿を記入し正規の決算をおこなう事業者」は商法上、完全商人としての属性を持たない「小商人」を含んでいる。所得税法第5条1項は、任意に帳簿記入をおこなう小商人もしくは任意に帳簿記入をおこなう商業登記所に登録しない任意的商人にも基準性原則を要請するのである。

従って、所得税法第5条1項に基づくと、義務的もしくは任意の商法上の帳簿記入を行う事業者の場合、基準性原則を通じて税務貸借対照表は商事貸借対照表から誘導される。こうした税務貸借対照表は一般的に「派生的税務貸借対照表 (derivative Steuerbilanz)」と呼ばれるものである。しかし一方で、商法上の帳簿記入義務も存在せず、任意の帳簿記入もおこなわない小商人及び商業登記所未登録の任意的商人は、それにもかかわらず商法規定から解放されるとも限らない。租税通則法第141条が一定の規模基準を満たす場合、具体的な商法上の会計から切り離れた税法上の帳簿記入の「本来的義務」を規定しているからである。租税通則法第141条の示す規模基準には次のものがある。

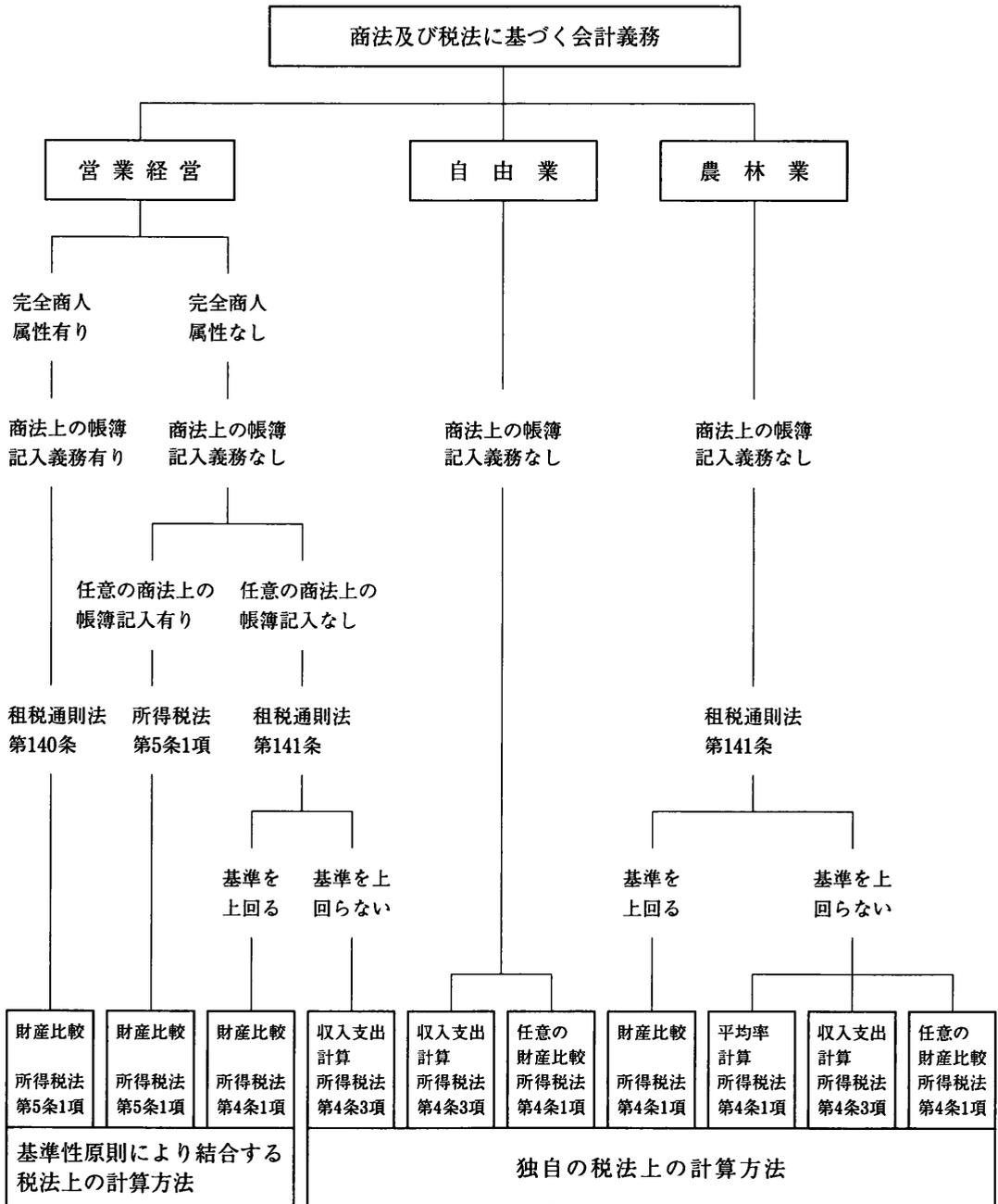
- －免税売上高を含んだ売上高が暦年で500,000マルクを上回るか、もしくは
- －経営財産が125,000マルクを上回るか、もしくは
- －評価法 (BeweG) の意味での経済価値を伴う自己調達した農林地が40,000マルクを上回るか、  
もしくは
- －営業経営からの利益が事業年度で48,000マルクを上回るか、もしくは
- －農林業からの利益が暦年で48,000マルクを上回る場合。

租税通則法第140条に基礎をおく、もっぱら税法に基づき帳簿記入を行う事業者は所得税法第5条1項にそのまま従えば、基準性原則が適用されることはない。しかし、広く認められた見解によれば、こうした場合にもまた、税務貸借対照表を作成するにあたって、商法規定もしくは正規の簿記の諸原則を遵守すべきだとされている。この見解は次の租税通則法第140条1項2文からも明らかだといわれる。

「商法典第238条、第240条～第242条1項及び第243条～第256条は、税法から異なることが示されない限り、意にそくして適用される。」

以上から、基準性原則の人的適用領域は図4のように示すことができよう。

図 4 商法及び税法に基づく会計義務



出所 Lutz Schmidt, Maßgeblichkeitsprinzip und Einheitsbilanz, 1993, S.39.

## 2. 基準性原則の具体的適用領域

### (1) 商法上の正規の簿記の諸原則の基準性

さて、基準性原則という場合、商事貸借対照表が税法上別段の定めがない限り、税務貸借対照表の作成の際の基準となることを意味している。この場合、所得税法第5条1項1文は商法上の正規の簿記の諸原則に基づき表示される経営財産を計上すべきとしている。つまり、税務上の利益算定の実質的な基準となるのは、商法上の正規の簿記の諸原則であり、これを指して「商法上の正規の簿記の諸原則の基準性」ないし「実質的基準性 (materielle Maßgeblichkeit)」という。

この商法上の正規の簿記の諸原則の基準性原則は、評価 (金額に基づく計上) にも、貸借対照表能力 (根拠に基づく計上) にも妥当する。これにより、商事貸借対照表における貸借対照表計上の対象は税務貸借対照表における貸借対照表計上の対象と原則的に一致すると解されている。税法上の経済財と商法上の財産対象物及び負債との原則的同義性が確認されており、それは、基準性原則により、商法上正規なものは税法上も正規であるという「正規性一致の原則 (Grundsatz der übereinstimmenden Ordnungsmäßigkeit)」が存在するためである。

しかし、正規の簿記の諸原則が税務貸借対照表に対して絶対的な基準となるとは限らず、税法上の利益算定原則 (課税原則) ないし税法上の計上留保が存在する場合はそれらが優先して適用される。税法は、そうした課税原則として次のものを前提としている。

－課税の公平性 (基本法第3条)

－例えば、商事貸借対照表計上が税務上の特別の容認条件を満たさなければ基準性の逆転を導くという分離原則 (1989年7月14日付連邦財政裁判所決定)

－所得税法第15条1項2号及び3号から生ずる、共同事業主及び株式合資会社員に対する特別の利益算定原則

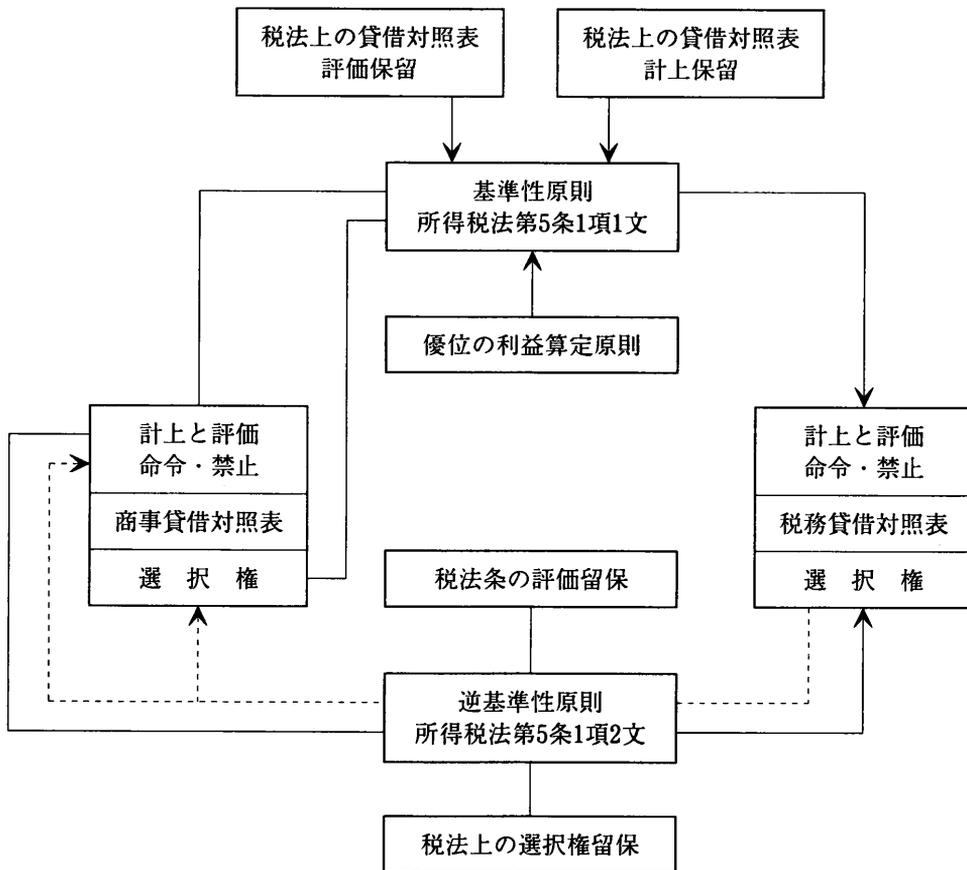
こうした課税原則と所得税法第5条2項～6項にみられる貸借対照表能力と評価に関わる計上留保規定 (特別規定) によって基準性原則は制限されることになるが、具体的な貸借対照表計上領域でみれば、まず、貸借対照表能力に関する基準性原則の適用は次のようである。

商法上の計上命令と計上禁止は、基準性原則によれば、税務上の利益算定目的での具体的な計上についても遵守しなければならない。この点は1969年2月3日付連邦財政裁判所の大法廷決定によっても確認されている。これに対して、連邦裁判所大法廷決定によると、商法上の貸借対照表計上選択権は税務上の利益算定に際して基準とはならない。税務上の利益算定に際し、商法上の消極側計上選択権は消極側計上命令に、商法上の積極側計上選択権は計上禁止となる。これは、納税義務者が債権者を指向する商法において計上認められるにしても課税目的に対して乏しい

表示をしてはならないからだとされる。

ついで、貸借対照表評価の領域での基準性原則の適用は以下の通りである。商法上の個別規定は正規の簿記の諸原則に基づき一定の価値計上額を義務づけている。従って、所得税法第5条1項1文に基づき、原則的には税法でも商法上の貸借対照表評価義務は遵守されねばならない。ただし、税法上、評価に際して義務規定が存する場合、商法上の別の価値計上額が義務づけられているとしても、この税法上、義務づけられる価値計上額が優先して適用される。しかし、評価に対して税法上選択権が存在していても、この場合は商法が基準となる。商法上の評価選択権に対しては、商法上選択された価値計上額が税法上命令されるが、税法上、評価義務がある場合には税法において命令される価値計上額が適用されることになる（図5参照）。

図5 基準性原則と逆基準性原則



出所 Rudolf Ferdermann, a.a.O., S.158. 図において、実線は基準性、点線は逆基準性、そして、矢印の方向は規制関係を表している。

## (2) 逆基準性原則

さて、税務貸借対照表における税法上の利益算定選択権は商事貸借対照表においてそれが行使される限りにおいて許容されると所得税法第5条1項2文は定めている。この規定内容は、商事貸借対照表において具体的に選択された価値計上額がそれを税法が許容する場合に税務貸借対照表の基準となるとする形式上の基準関係を定めている。その意味で、所得税法第5条1文の「実質的基準性」に対して、所得税法第5条2文は「形式的基準性 (formelle Maßgeblichkeit)」と呼ばれる。また商事貸借対照表において税法の認める計上選択権を予め計上しておかねばならないという意味で、「逆基準性 (umgekehrte Maßgeblichkeit)」とも呼ばれる。形式的基準性ないし逆基準性原則は、1990年租税改革法を通じて新たに規定された所得税法第5条1項2文に実現され、そのことによって、商法上の正規の簿記の諸原則に合致しない価値計上額も商事貸借対照表に記載されねばならなくなった。

この逆基準性原則に基づけば、商法上の具体的な価値計上額は税法上の選択権が存在する場合、とくに税法上の特別償却や免税積立金が存在する場合にも税務上の利益算定の基準とならなければならない。商事貸借対照表においてこうした税法上の選択権が行使されなければ、税務上の優遇措置が可能とならないからである。税法の支配的見解は税務上の優遇規定に関して、逆基準性を一般原則化することを前提としており、課税に対する優遇措置の商事貸借対照表への取り込みが可能となったといわれる。

ところで、こうした逆基準性原則（形式的基準性）をもって、商法上の正規の簿記の諸原則の実質的基準性の適用例外とみる見解とそれは形式的には基準性原則の現れであり基準性原則の一部に他ならない（これを広義の形式的基準性という）とする見解がある。しかし、重要なのは、所得税法第5条1項2文の逆基準性の法的基礎を商法会計法においても形成していることにある。

かかる商法典における規定には例えば、次のものがある。

- －所得税及び収益税上の目的のために許容される消極側計上選択権（商法典第247条3項）
- －税法上許容される減額記入とより低い価値での評価選択権（商法典第254条）
- －税法が承認する非課税準備金の特別項目としての計上選択権（商法典273条）
- －減額記入に対する評価選択権（商法典279条2項）
- －価値回復命令の無視に関する選択権（商法典第280条）

それらの規定では、課税に対する優遇措置の商事貸借対照表に対する実質的支配関係が明らかであって、こうした税法上の措置規定の商法への侵食が進行すると商法会計法の空洞化が生じてしまうだろうとの強い批判が生じている。そして、かかる批判のなかで、計上選択権の廃止傾向

にある国際会計基準に対する調整過程のなかで、今後、商法会計法において逆基準性を排除すべきだという議論が少なからず提起されているがドイツの現状である。

## 第 4 節 商法会計法と取引所開示規制

### 1. 取引所法と取引所上場認可命令における開示規制

ドイツでは1990年初頭から、商法会計法の国際的対応問題が大きく浮かび上がってきている。この問題は、ドイツ企業の国際資本市場への進出と証券監督者国際機構 (IOSCO) の国際会計基準 (IAS) への承認を背景に目下、コンツェルン決算書を中心として、会計規範のIASないしUS-GAAP (アメリカの一般に認められた会計原則) への対応課題として活発に論じられている。たしかに、IOSCOと国際会計基準委員会 (IASC) の合意によって、1998年中を目安に、世界標準 (Global Standard) としてのIASの適用を承認することが目指されている。また、ドイツ企業が国際的資本調達や外国証券取引所に上場する場合、HGB基準のコンツェルン決算書とUS-GAAPないしIAS基準のコンツェルン決算書との等価性が問題とされ、そうした状況のなかで、商法会計規範がどう国際的に適応しうのかに、ドイツの議論は集中されてきている。

ただし、ドイツの場合、既に、EU域内における会社法調和化の一環として、取引所法 (Börsengesetz) の改正によってEUレベルで取引所上場認可に合わせた開示規制の調和化が果たされている。

周知のように、ドイツにおいては、EU理事会による第4号指令、第7号指令、第8号指令を「貸借対照表指令法 (Bilanzrichtlinien-Gesetz)」に転換させ、それを商法典に新設の第三編「商業帳簿」へと組み込むことによって、1986年より新商法会計法が適用されている。しかも、それに並行するように取引所上場会社に対する開示規制に関しても、取引所関連のEU理事会指令の国内法化が引き続き行われ、また、それに応じて、資本会社に対する商法会計法も一部改正の経過を辿っている。これらの経過は、いわば、商法会計法の国際的対応の序説的段階を示すものであり、商法会計法との関わりで取引所法の改正内容を取り上げる必要があるだろう。

EU理事会が発布した取引所関連の指令については次のものがある。

- (1) 「取引所上場認可指令 (Börsenzulassungsrichtlinie)」 (1979年3月5日付の有価証券取引所における上場認可条件の調和化のための指令)
- (2) 「取引所目論見書指令 (Börsenprospektrichtlinie)」 (1980年3月17日付の取引所上場認可目論見書の作成・統制・準備の条件の調和化のための指令)

(3)「期中報告書指令 (Zwischenberichtsrichtlinie)」(1982年2月15日付の取引所上場会社の正規の情報に関する指令)

(4)「取引所目論見書指令の改正 (Änderung der Börsenprospektrichtlinie)」(1987年4月7日付指令)

ドイツはこれらのEU理事会指令に対して、既存の1896年取引所法を部分的に順次、改正することをもって対応をなした。ドイツでは、1986年取引所上場認可法により、取引所法を改正し、それに応じて1910年旧取引所上場認可命令を廃止し、1987年4月より新たな取引所上場認可命令 (Boersenzulassungsverordnung vom 15.April.1987.) が施行されるに至っている。

ここで、取引所法及び取引所上場認可命令のうち、開示規制との関連で基本的内容を概略すると次の通りである。

取引所法に基づく発行開示制度は、公式市場 (Amtlicher Handel)、規制市場 (geregelter Markt)、自由市場 (Freiverkehr) の区分に応じて異なる。このうち、自由市場は、公式市場と規制市場に上場されない有価証券の取引を取り扱う、取引所法第78条によって法的に認められた正規の取引市場である。規制市場と同様、各取引所規則に規定があるが、その規定内容は抽象的なものが多く具体的運営は取引所自治に委ねられている。開示規制に関してもみるべきものはないので、以下、省略する。

まず、公式市場については、この市場は、国内外の大企業の有価証券を取引対象とする国際的に通用する取引市場であり、取引所法第3章「公式市場への有価証券の上場認可」(第36～第49条)の規定が設けられている。

開示規制との関連では、取引所法第38条1項が根拠規定となる。第38条1項では、連邦政府は、法規命令によって連邦議会の議決を得て公衆の保護及び正規の取引所取引のため、1. 認可の前提条件、2. 目論見書の記載事項、3. 目論見書の開示時期、4. 上場認可手続、の必要な諸規定を定めることができると定めているが、公式市場では、この規定を根拠にして、1987年取引所上場認可命令第一章「公式登録への有価証券の上場認可」(第1条～第52条)のうち第二節第一款「目論見書の内容」(第13条～第32条)において、目論見書の作成を中心とした詳細規定が定められている。とくに、目論見書に記載される決算書関連事項については、第21条～第27条に次の規定がある。

第21条 発行者の財産・財務・収益状態に関する記載

第22条 発行者の会計に関する記載

第23条 資金の源泉と用途に関する表の作成

第24条 資本参加企業に関する記載

第25条 1株あたり利益及び配当金に関する記載

第26条 コンツェルン決算書の記載

第27条 上場認可社債の発行者の負債に関する記載事項

また、商法典では規定のない期中報告書（Zwischenbericht）の開示義務に関して取引所法第44b条を前提とした、取引所認可命令第二章第一節「期中報告書」（第53条～第62条）の規定がある。

次に、規制市場とは公式市場の登録条件を満たさないが法的に規制された市場をいい、主に中小規模の株式会社の有価証券取引を対象とする取引市場である。規制市場については、開示を含む上場認可条件は公式市場に比較して厳しくなく、その具体的開示の規定は取引所法第72条に基づきドイツ国内の各証券取引所の取引所規則に定められる。なお、規制市場の上場に際して、発行者が作成する書類は、目論見書ではなく企業報告書（Unternehmensbericht）というが、この企業報告書に関しても公式市場に準じて取引所規則に規定される。

## 2. 商法会計法と取引所開示規制との関係

さて、以上の取引所法に基づく開示規制のうち、商法会計法との関係で指摘すべきは以下の点であろう。

それは、公式市場と規制市場における上場株式会社に対して、取引所法の目論見書等の発行開示規制と商法会計法との連携が取引所上場認可命令において担保されている点であろう。

取引所上場認可命令第65条1項及び2項は「年度決算書と状況報告書の提供」について以下のよう

に規定している。  
「(1)上場認可された有価証券の発行者は、年度決算書及び状況報告書がこの法規命令の適用領域において公開されないときには、その年度決算書と状況報告書を確定後すみやかに支払所において公衆の利用に供さなければならない。

(2)発行者が個別決算書もコンツェルン決算書も作成する場合、双方の年度決算書が第1項の規定に従い、公衆の利用に供されねばならない。上場認可委員会はもう一方の年度決算書に重要な追加的記載が含まれないときには、一方の年度決算書のみを公衆の利用に供することを認めることができる。」

この規定は、上場会社に対して年度決算書の公開を義務づけるとともに、上場会社が個別決算書とコンツェルン決算書をともに作成する場合には、一方の年度決算書（具体的にはコンツェル

ン決算書)のみの公開を許容するものである。この規定に対応して、商法典は、有価証券市場の三分のうちの、公式市場と規制市場に有価証券を上場する資本会社を、商法上の大規模資本会社とみなす規定を据えている。

大規模会社については、商法典第267条3項は次のように規定する。

「大規模資本会社とは、2項に掲げる三つの指標のうち、少なくとも二つの指標を超えるものをいう。資本会社は、株式または資本会社によって発行されたその他の有価証券が欧州経済共同体加盟国の取引所において公式市場もしくは規制市場で認可されるか、規制自由市場に含まれるかまたは公式市場もしくは規制市場での認可申請が行われているときには、常に大規模資本会社とみなされる。」

既にみたように、ドイツにおける現行の商法典は、資本会社と人的会社の会社法形態の区分の上にならないうえ、また資本会社に関しては大中小の規模区分に応じて貸借対照表項目と損益計算書項目の下位分類、附属説明書の報告義務の範囲、法定監査及び公示義務等の規定を段階的に規定する。この場合、公式市場と規制市場における取引所上場ないし認可申請している株式会社は商法上の大規模資本会社と同等の取り扱いをうけることになり、取引所法による上場・非上場の基本的会社区分は、商法典の資本会社の規模区分と連結する。商法上の年度決算書等の記載・開示に関わる実質的な会計規準が取引所法の発行開示規制の基礎に据えられることになる。

しかも、取引所上場認可命令ではその第21条1項において、目論見書における決算書の開示内容として「目論見書は、発行者の財産状態、財務状態、収益状態につき次のものを含めなければならない。」とし、貸借対照表、損益計算書、附属説明書、運動貸借対照表 (Bewegungsbilanz)、発行者が持ち分を所有する企業の個別記載事項の開示を義務づけている。これは商法典第264条1項の資本会社の年度決算書の作成義務及び第264条2項の「財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像伝達」(いわゆる真実且つ公正な写像 true and fair view)に対応し、それにより商法上の一般規範たる「正規の簿記の諸原則 (GoB)」への準拠性と接続せしめている。ただし、取引所上場認可命令が、第21条1項及び第23条において資金の源泉及び用途に関する貸借対照表変動表 (Bilanzentwicklung) もしくは資金計算書 (Kapitalflußrechnung) の形態での運動貸借対照表としての資金情報の開示、第53条以降での期中報告書の開示、あるいは第21条及び26条における一株当たり利益、一株当たり配当金の開示を義務づけて、資本市場指向型の開示規制を強化している点は商法会計法と相違として注目しておく必要がある。

ところで、取引所上場認可命令はEU以外に所在地を有する外国企業に対してドイツの商法会計法への準拠を必ずしも義務づけていない。取引所上場認可命令第22条及び第65条4項は、欧州

経済共同体以外に居住する発行者について、その年度決算書が、取引所上場認可命令に合致せずに、発行者の財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を示さないときにはその年度決算書に加えて補足的記載を行うことを義務づけているが、この規定によると情報内容を充足すれば、ドイツ法でない国際的に認められた会計規準に基づく年度決算書で事足りることになる。ドイツの取引所に上場する外国企業は、ドイツ商法会計法でない資本市場指向の国際的に認められた会計基準（例えば、IASやUS-GAAP）に準拠した決算書を開示することが許容され、ドイツ国内上場企業の情報開示面での相対的不利が生ずる余地がある。

ともかく、現行のドイツ取引所法は、EU域内の資本流通の自由な移動と活性化を目的とするEU指令を転換して、資本市場における発行開示義務を強めている。しかし、この取引所法にもとづく発行開示規制は、その実質的法基盤を商法会計法に依存しており、そのために、商法の債権者保護にたった保守主義的会計規準を超えて投資家サイドの情報要求に十分適合し得ない制約がある。そこに、EU域内のみならず広く国際資本市場で外国企業と競合するドイツ企業が資本調達面での競争能力を高めるために、市場の情報要請に対応しうる商法会計法の改善が求められる素地をみることができよう。

## 第 5 節 最近の商法会計法の改正動向

### 1. 商法会計法改正の背景

さて、1990年代からドイツ企業が資本市場で世界的に資本調達を促進する可能性に関して活発な論議が始まったが、その目的を達成する上で、商法会計法においても、早急に、国際的に適用可能な会計規準をうみ出す要求が存在することにドイツでは意見の一致がある。

欧州統一市場に関しては、EU指令を通じて加盟国間の決算書の比較可能性（Vergleichbarkeit）と等価性（Gleichwertigkeit）の目標が設定され、指令の各国国内法における転換は既に実現した。ただし、このEUにおける会社法調和化も加盟各国の転換選択権を介した、いわば妥協の産物である。EU指令では、標準化という意味での統一は意識的に無視され、等価性の定義を欠いていたために、結果としてEU各国の決算書の比較可能性は導出され得ないといわれている。また、この調和化の過程で法の均衡という目標設定が国民経済的に方向づけられ、社員と第三者の保護に資するというローマ条約への狭い解釈に基づいて、多くの政府代表者は、対応措置を進展させる必要をみていないともいわれる。

しかも、ドイツ法に基づく決算書をEU外部の取引所上場に際して利用しようとするドイツ・

コンツェルンの親企業にとって、一層の問題が提起される。資本需要の拡大しているドイツ企業は、国内法に従い作成されるコンツェルン決算書が国際的に承認されていないために、国際的基準に依拠したコンツェルン決算書を別に作成せねばならないという負担が課せられている。企業金融に及ぼす国際資本市場の影響は、この間、そうした負担をもちや、無視することはできないまでに大きくさせているという。

かくて、決算書の比較可能性と等価性の問題はEU域内にとどまらない。特に、ドイツの決算書とアメリカとの決算書の間の等価性は、アメリカの証券取引委員会（SEC）によって厳しく否定されている。ドイツのコンツェルンは、USAにおいて上場認可を求める場合、相変わらずUS-GAAPに基づくコンツェルン決算書の作成を強いられている。US-GAAPに基づくコンツェルン決算書の作成は、企業にとって多大な費用負担をもたらしている。にもかかわらず、ドイツでは1994年以降、ドイツ商法会計法にもIASにも合致した、いわゆる二元的コンツェルン決算書の作成（Aufstellung eines dualen Konzernabschlusses）、さらにIASに全面的に依拠したコンツェルン決算書を作成するにも至っている。こうした状況のなかで、Börsen Zeitungが1995年に実施したアンケートは、国内法によるコンツェルン決算書の作成義務が免責され、国際的会計基準に基づくコンツェルン決算書が作成されうることを前提とすれば、調査大企業の多数がIASに対して積極的に評価したことを報じている。

さて、こうした背景のもとで、ドイツでは数年の審議を経た上で本年、二つの法律が議会を通過し商法会計法の一部改正が実現している。「国際資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争能力改善および社員消費貸借の受容の容易化のための法律（KapAEG）」（以下、「資本調達容易化法」）並びに「企業領域における統制及び透明性に関する法律（KonTrag）」（以下、企業領域統制・透明化法）がそれである。この二つの法律の成立により、これまで債権者保護を前提に保守主義的な性格を強く有していたドイツ商法会計法は国際資本市場への対応に向けて大きな一歩を踏み出した。ただし、この対応はあくまで、コンツェルン決算書（連結決算書）レベルに限定され、年度決算書（個別決算書）レベルでは従来とは同様の会計法が保持される。国際化へのいわば二元的対応をなしているのがドイツの特徴である。

## 2. 「資本調達容易化法」による商法改正

ドイツでは「資本調達容易化法」が本年4月に施行されたことによって、商法会計法が一部、改正された。この法律は、まず1996年6月に連邦法務省により発案され、この法務省案がさらに公聴会等による各界の意見聴取を得て修正され、同年12月の閣議による連邦政府法案として承認

後、その政府法案が1997年1月に連邦参議院（Bundesrat）において意見決定をみ、次いで連邦参議院の意見に対する連邦政府の見解を添えて同年3月に連邦議会（Bundestag）に提出、その後、大幅に変更された修正法案がドイツ版ビッグバンを進める「第三次金融市場振興法案」とともに連邦議会での審議の上、本年2月13日付で可決、3月6日には連邦参議院による両院協議会の召集、3月27日付の連邦参議院決議を経て、4月をもって施行されるに至った。

この「資本調達容易化法」は「雇用および投資のためのアクションプログラム」の一部として位置づけられており、主として商法の一部改正を通じて、外国企業に比較して会計法制上、差別的状況（Diskriminierung）にあるドイツ・コンツェルンの負担を軽減し、もって国内外の資本市場におけるドイツ・コンツェルンの資本調達面での競争条件を改善すること、つまり資本調達の容易化にその役割が期待されている。すなわち、本法律の目的は、1996年の政府法案の目標設定において、「外国の資本市場での資本調達を目的に、国際的会計諸原則もしくは外国法に基づくコンツェルン決算書を作成しなければならないドイツ・コンツェルンの負担軽減に資する。」と述べられるように、商法会計法の一部改正によって、ドイツ・コンツェルンの親企業で外国の資本市場に上場し、IASもしくは外国会計基準、特に、US-GAAPに依拠したコンツェルン決算書を作成するものについて、一定の条件のもとで、ドイツ商法に依るコンツェルン決算書の作成義務を免責する点にある。さらに、本法律は、立法化の最終段階で外国だけでなく国内の資本市場に上場する親企業にまでその免責範囲を拡張させたが、それらの措置により、ドイツ・コンツェルンの会計法上の不利益と過度の負担を回避し、国際的に認められた会計基準に依拠した投資家向けのコンツェルン決算書を通じて国内外の資本市場において競合関係にある外国企業に対する自国コンツェルンの競争能力を高めて、現在、必ずしも充足し得ていない資本供給をより円滑化することに、その立法の目的がある。

「資本調達容易化法」は、次の商法典第292a条の新設をもってこの目的を果たしている。

#### 「第292a条 作成義務の免責

- (1) コンツェルンの親企業である取引所上場の企業は、第2項の要件に合致するコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成し、かつそれを第325条、第328条に従いドイツ語およびドイツマルクで公示しているときには、本節の規定に基づくコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成する必要はない。免責される書類を公示する場合、ドイツ法に基づき作成されていないコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を対象としていることが明示的に指摘されねばならない。

(2) コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書は、次の各号に該当する場合には作成を免責される。

1. 作成を免責されるコンツェルン決算書に、親企業およびその子企業が、第295条、第296条に抵触することなく組み入れられたとき、
2. コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が
  - a) 国際的に認められた会計原則に基づき作成されたとき、
  - b) 指令83/349/EWG、および場合によっては信用機関および保険企業に対して第291条2項2文で掲げられた指令と一致しているとき、
3. それにより作成された書類の表明力が、本節の規定に基づいて作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の表明力と等価であるとき、
4. 附属説明書またはコンツェルン決算書に関する説明に、以下の記載が含まれる場合
  - a) 用いられた会計原則の名称、
  - b) ドイツ法から離脱する貸借対照表計上方法、評価方法、連結方法に関する説明、および
5. 免責される書類が、第318条に定められた決算書監査人により監査され、かつ加えて当該決算書監査人により、免責の条件が備わっていることが確認されたとき、

(3) 連邦法務省は、2項3号にもとづき等価になるために、親企業のコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書がどの条件を個別に満たさなければならないのか、連邦大蔵省及び連邦経済省との協議の上、法規命令によって決定することができる。これは、適用すれば等価性が与えられる会計原則を指示する様式でも行うことができる。」

さて、結論的に言えば、「資本調達容易化法」それ自体は、ドイツの商法会計法制を変革させるものではない。ドイツ固有の商法会計法を保持して、資本市場に上場される一部の自国コンツェルン親企業のコンツェルン決算書に対してのみ特例的にドイツ法の適用を免除し、もって自国企業の不利益を解除することにその力点がある。しかし、その立法経過において、ドイツ法対アングロサクソン流のIAS、US-GAAPの構図のなかで、グローバリゼーションに対する適応の錯綜した状況もみられる。初期の法務省案の段階で、それがドイツの立法権限に抵触する内容を含むのか、慎重性原則、基準性原則に影響を及ぼし、ドイツ固有の保守主義的利益確定規範の変革を迫るものなのか、等に関して各界から厳しい批判が提起され、法務省案の修正を経て、結果的に必要最小限に線引き（Grenzziehung）された商法改正案へと収斂していった経緯がある。また、

他方において、立法の最終局面に至って、連邦議会の修正により本法律の免責規定（商法典第292a条）は2004年までの暫定的な時限立法とされ、国際会計基準に適応させるべく商法会計法（コンツェルン会計法）の抜本的な改正が予定されるなど将来をにらんだ大きな軌道修正もみられる。

ただし、法務委員会の決議勧告も示すように、「資本調達容易化法」は、IASCとの国際的基準設定への共同作業に対するドイツの影響力を強めるため、民間ないし法務省下の会計委員会（Rechnungslegungsgemeinschaft）の創設のための法規定を早急に整備することを求めている。そこで、議会の任期満了を控えた法務委員会はこれまで審議を重ねてきた会計委員会の設置に対する法的解決策を次の「企業領域統制・透明化法」に委ねたのである。

### 3. 「企業領域統制・透明化法」による商法改正

「資本調達容易化法」と同時並行的に審議の重ねられてきた「企業領域統制・透明化法」がほぼ4年の歳月を経て本年5月より施行された。本法律は株式会社の監査役会と決算書監査人の監督とも関連した90年代当初に生じたセンセーショナルな企業批判を契機に、連邦経済省と連邦法務省の共同指揮下に組織された作業部会の「企業領域／銀行における統制と透明性」を土台に、1996年11月22日付で第一次政府法案が提出され、それが社会民主党（SPD）の作成した「ドイツ経済における透明性の改善及び権力集中の制限に関する法案」とともに1997年1月の連邦議会の法務委員会公聴会で討議を経て、1997年11月6日付の第二次政府法案が閣議にて承認、その後、この政府法案が連邦議会と連邦参議院において本年の3月5日と3月27日に相次いで決議の上、本年5月1日をもって施行された。「企業領域統制・透明化法」はドイツ株式法における監督システムの不安の増大と取引所上場企業にとっての国際資本市場の重要性の高まりを背景に、株式法、商法等の関連法規を改正し、もって内部及び外部の企業監視（コントロール）を改善し、また、すべての領域における資本市場参加者に対して企業公開を高める（透明化）ことを目的としている。

商法会計法との関連では特に次の改正が目される（監査規定は除く）。

第一に、商法典第297条1項に、「取引所上場の親企業の法定代理人は、資金計算書（Kapitalflussrechnungen）及びセグメント報告を追加しコンツェルン附属説明書を拡張しなければならない。」の一文が、また第289条1項に、状況報告書には資本会社の営業経過と状況を記述する「その場合、将来の発展に対するリスクも取り上げねばならない。」の挿入句がそれぞれ加えられた点である。そこに、国際的には、少なくとも上場企業に一般的な資金情報、セグメント情報あるいはリスク

情報に関して附属説明書及び状況報告書の報告と開示の拡張が図られ、それを通じて、投資家ないし資本市場指向的な国際標準への適応が鮮明に打ち出されている。なお、法務委員会によると、商法典第297条1項は、資金計算書とセグメント報告の作成に関して個々の前提を規定することが断念されているという。これは次に述べる会計委員会の任務であり、そのことをもって国際標準（例えばIAS）に対応することが可能になるとしている。

第二に重要なのは、「資本調達容易化法」から引き継いだ会計委員会の創設規定にある。商法典第三篇第四章のあとに第五章「私的会計委員会；会計審議会（Privates Rechnungslegungsgremium, Rechnungslegungsbeirat）」が挿入され次の規定が新たに定められた。

「第342条 私的会計委員会

(1) 連邦法務省は、私法上組織された機関を協定により承認しかつその機関に次の任務を委ねることができる。

1. コンツェルン会計原則の適用のための勧告の開発
2. 会計規定に関する立法手続きに際しての連邦法務省への助言、及び
3. 国際的な標準設定委員会におけるドイツ連邦共和国の代表。

ただし、かかる機関はその定款に基づき、当該勧告が独立してかつ専ら会計人により専門的利害を有する公衆が参加する手続きの中で開発され、且つ決議されることの確保されるもののみが認められる。企業又は会計従事者の組織がかかる機関の会員である場合、会員権の行使は会計従事者のみに認められる。

(2) 連邦法務省により公示された、第1項1号に基づき認められた機関の勧告が遵守されるならば、コンツェルン会計に関わる正規の簿記の諸原則が遵守されているものとみなされる。」

「第342a条 会計審議会

(1) 連邦法務省のなかに9項を留保の上、第342条1項1号に基づく任務を有する会計審議会を設ける。

(2) 会計審議会は次の構成からなる。

1. 議長としての連邦法務省の代表者1名、並びに連邦財務省及び連邦経済省の代表者各1名、
2. 企業の代表者4名、
3. 経済監査を行う職業人の代表4名、
4. 大学教授の代表者2名。

- (3) 会計審議会の会員は連邦法務省より任命される。会計人のみが会員として任命されなければならない。
- (4) 会計審議会の会員は独立しかつ指示に縛られない。当審議会での活動は無報酬である。
- (5) 連邦法務省は審議会に対して職務規程を發布することができる。
- (6) 審議会は特定の専門領域に関して専門委員会及び作業部会を設定することができる。
- (7) 審議会その専門委員会及び作業部会は会員の少なくとも3分の2の出席により決議を行うことができる。採決には過半数の得票、可否同数の場合には議長の投票により決定される。
- (8) 会計審議会の勧告については第342条2項が同様に適用される。
- (9) 連邦法務省が第342条1項に基づく機関を認める限り、本条1項に基づく会計審議会は設けられない。」

法務委員会によれば、この商法典第342条及び第342a条において会計の導入を図ったのは次の背景によるという。すなわち、今日、会計領域では標準化（Standardisierung）が国際的な慣行となっているが、その場合、標準の設定は通常、USAにおける財務会計審議会（FASB）や国際会計基準委員会（IASC）などの民間が担っている。ドイツではそうした民間の手による標準（基準）設定機関は存在せず、国際的な標準化のプロセス、とくにIASCの活動にドイツの影響が及ばないという批判が高まっている。また、IASC自身もドイツの国内標準化委員会との共同作業を強化する構想を打ち出したため、ドイツにおいて会計委員会を速やかに創設することが求められている。会計委員会の創設が民間主導で実現されるなら、IASCへの影響という意味でもドイツにとって大きなメリットであり、立法者は経済界自らが主導してそうした機関を設立することを期待し、民間委員会の設立のための枠組み条件のみを定めた。そして、もしこの期待に反して、委員会の設立を民間が担うことにならない場合、それに代替するものとして、商法典第342a条は法務省に会計審議会を設置することを定めたのだと。

ドイツではこの新规定を受けて、IASC、FASBに対等しうる「ドイツ会計基準委員会（Deutsche Rechnungslegungs Standard Committee, DRSC、英文表記はGerman Accounting Standard Committee, GASC）なる機関が既に創設されている。このドイツ会計基準委員会の創設は、ドイツの立法主権と商法会計法の特質（保守主義と基準性原則）を維持しながら、通貨換算、リース取引、セグメント、キャッシュフロー、デリバティブといった未解決の会計問題に対してIAS, US-GAAPによる会計基準（accounting standard）の利用を委員会の勧告・助言を通じて迂回的に適用させる点に積極的意味を有しているといつてよい。なお、法務委員会によれば、委員会の

勧告・開発はIASCの国際的な標準化作業と密接に関連しているが、それは明確にコンツェルン決算書に限定され、目下のところドイツでは特に取引所上場企業にとって意味を有するにすぎないとされている。

## むすびに代えて

既に見てきたように、ドイツの会計制度の特徴は、商法会計法が会計法体系の中心に位置している点にある。「商人」のための法としての商法典が会計法体系の実質的法基盤を形成する。具体的には商法典第三篇「商業帳簿」において、商業帳簿、貸借対照表作成に関する各会計規準が、商人（完全商人）の企業法形態、規模、業種に区分され包括的、体系的に定められている。しかも、その構成は一般的規定から補完的な特殊規定へと段階的・重層的に構造化されており、それに加えて、株式法、有限会社法、信用制度法、保険監督法等の各種特別法会計法が重層化し、ドイツの会計法全体がひとつの階層体系を形成して、そして、その階層体系によって、法秩序と法的安定性の保持が図られているのが、ドイツ会計制度の形式的構造面での特徴といつてよい。

ところで、かかる商法会計法と税法会計法及び取引所法会計法（発行開示規制）との関係は密接である。税法会計法は、所得税法第5条1項に掲げる基準性原則を通じて、税務上の利益算定に際して商法上の正規の簿記の諸原則と商事貸借対照表における具体的計上を基礎におくことを定めている。取引所法においても、取引所上場認可にあたり目論見書を提示する場合、その記載事項の作成の実質的法基盤として商法会計法に依拠している。しかし、反面、商法会計法は債権者保護の上に立って慎重性原則を中心とした保守主義的性格を色濃く有している。その結果、そこにおける会計規準も税法の課税目的や取引所法の投資家指向の情報要請にこたえ得ないという制約が存在する。1990年の税制改革による逆基準性原則の法典化以降、顕著になってきている税法会計法の侵食による商法会計法の空洞化問題、金融ビッグバンを進める第一次、第二次、第三次金融市場振興法を通じた取引所法の改正による企業情報の透明性強化とそれに伴う商法会計法の改正要請、等々、商法会計法を基底にするドイツ会計法体系に揺らぎが生じてきているのが現状である。

こうした状況にあつて、とくに国際資本市場の要請に対応するかたちで、近年、商法会計法の改正が相次いで実現した。「資本調達容易化法」と「企業領域統制・透明化法」の成立による商法改正がそれであるが、それらは、国際資本市場を利用する一定のドイツ企業に対してこれまで存していた会計法上の差別的状況を除去し、その企業の資本市場での競争能力を高めることを目

的とするという、いわば資本市場指向型の商法改正である。しかし、その改正もあくまでコンツェルン商法会計法のレベルでの変化であり、年度決算書（個別決算書）には従来法がそのまま適用されるという、いわば二元的対応策がドイツでは採られてきている。

現時点で、今回の商法会計法の改正はドイツ法に基づくコンツェルン決算書の作成義務を免責する条項を定めるにとどまっているが、しかし、ドイツの立法者はIASの改訂作業の完了を見込んで2004年を目安に、コンツェルン商法会計法の抜本的改正を予定し、国際的調和化への大きな一歩を踏み出している。確かに、ドイツの立法者はそうした改正が実現しても、憲法上のドイツの立法権限は侵害されず、またドイツ固有の慎重性原則や基準性原則も保持されると力説している。しかし、こうした方向づけに関して、一部の学会と実務界は大きな疑念と批判を投げかけている。特に、今回、創設されたドイツ会計基準委員会（DRSC）によって資本市場指向のIASやUS-GAAPが導入された場合、そこで保守主義的な利益算定のドイツ固有の一般規範、正規の簿記の諸原則との整合性をどう保ちうるのが議論の中心となってくるであろう。いまのところ、商法会計法の改正は情報提供目的のみに資するといわれている。しかし、商法会計法はドイツにおける会計法体系の中心にあり、課税目的にも配当目的にも資する利益算定機構としての役割を有している。したがって、その改正は利益決定に何らかの含意をもつはずである。この点は、利益算定規範である正規の簿記の諸原則との関連を問うことにより明らかにすべき課題である。いずれにせよ、ドイツにおける商法会計法が今後、どのように再編され、その再編によりどのように国際的、国内的な社会の合意が作りあげられていくのか、注目していかなばならない。

## 参考文献

Beschlußempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung, in: Deutscher Bundestag Drucksache 13/9909, 1998.

Beschlußempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses(6.Ausschuß) zu dem a)Gesetzentwurf der Bundesregierung-Drucksache 13/9712-Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich(KonTraG), b)Gesetzentwurf der Abgeordneten Hans Martin Bury, Dr.Uwe Jens, Anke Fuchs(Köln), Weiterer Abgeordneter und der Fraktion der SPD, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung von Transparenz und Beschränkung von Machtkonzentration in der deutschen Wirtschaft(Transparenz-und Wettbewerbsgesetz), c)Gesetzentwurf des Bundesrates Drucksache 13/9716-Entwurf des Gesetzes zur Steigerung der Effizienz von Aufsichtsräten und zur Begrenzung der Machtkonzentration bei Kreditinstituten infolge von Unternehmensbeteiligungen, d)Antrag der Abgeordneten Margareta

- Wolf(Frankfurt), Antje Hermenau, Kristin Heyne, Oswald Metzger, Simone Probst, Christine Scheel, Werner Schulz(Berlin) und der Fraktion BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN-Drucksach 13/7737-Begrenzung der Bankenmacht und Verbesserung der Unternehmenskontrolle-Voraussetzung für mehr Transparenz und Innovation, in: Deutscher Bundestag Drucksache 13/10038, 1998.
- Biener, Herbert/Berneke, Wilhelm; Bilanzrichtlinie-Gesetz, Textausgabe des Bilanzrichtlinien-Gesetz vom 19. 12. 1985(bundesgesetzbl. IS. 2335) mit Bericht des Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages, Regierungsentwürfe mit Begründung, EG-Richtlinien mit Begründung, Entstehung und Erläuterung des Gesetzes, 1986.
- Deutsche Börsen; Jahresbericht 1993.
- Deutscher Bundestag; Jahresgutachten 1997/1998 des sachverständigenrates zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, Drucksach 13/9090, 1997.
- Eberhard Schwark; Börsengesetz, Kommentar zum Börsengesetz und zu den börsenrechtlichen Nebenbestimmungen, 2. Aufl., 1994.
- Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen(Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz - KapAEG), in: BMJ 3507/17, 1996.
- Gesetzentwurf der Bundesregierung/Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen(Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG), in: Deutscher Bundestag Drucksache 13/7141, 1997.
- Gesetzentwurf des Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich(KonTraG), in: Drucksache 13/9712, 1997.
- Gesetzesbeschluß des Deutschen Bundestages, Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich(KonTraG), in: Bundesrat Drucksache 203/98, 1998.
- Gesetzesbeschluß der Deutschen Bundestages, Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen(Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG), in: Bundesrat Drucksache 137/98, 1998.
- Havermann, Hans; Internationale Entwicklungen in der Rechnungslegung, in: Bilanzrecht und Kapitalmarkt, hrsg. von Wolfgang Ballwieser, Hans Joachim Broking, Jochen Drukarczyk, Reinhart H.Schmidt, 1994.
- Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz(Entwurf), in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 15/1996.
- Küting, Karlheinz/Hayn, Sven; Der internationale Konzernabschluss als Eintrittskarte zum weltweiten Kapitalmarkt, BB, 1995.
- Lück Wolfgang; Rechnungslegung nach Handels- und Steuerrecht, 4., völlig neu bearbeitete

Auflage, 1990.

Männel, Wolfgang; Bilanzlehre, 1996.

Mittelsteiner, Karl-Heinz; Das Verhältnis der Steuerbilanz zur Handelsbilanz, in: Besteuerung und Unternehmenspolitik (Festschrift für Günster Wöhe), hrsg.von Gerd John, 1989.

Schmidt, Lutz; Maßgeblichkeitsprinzip und Einheitsbilanz: Geschichte, Gegenwart und Perspektiven des Verhältnisses von Handels- und Steuerbilanz, 1994.

Selchert, Friedrich Wilhelm; § 252 Allgemeine Bewertungsgrundsätze, in: Handbuch der Rechnungslegung, Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung, Band 1a, 4. Aufl., hrsg.von Karlheinz Küting/Claus-Peter Weber, 1995.

Statistische Bundesamt, Statistische Jahrbuch 1990, 1994.

Steuerrecht, STUD-JUR Nomos Textausgaben, Stand: 2. Januar, 3. Aufl., 1996.

Vogt, Stefan; Die Maßgeblichkeit des Handelsbilanzrechts für die Steuerbilanz-Reichweite, Rechtfertigung und Perspektiven eines Eckpfeilers unseres Bilanzrecht, 1991.

Wirtschaftsprüfer-Handbuch 1996, Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Bratung, Band 1, 1996.

佐藤誠二『ドイツ会計規準の探究』森山書店、1998年。

佐藤誠二、稲見亨「『資本調達容易化法』によるドイツ商法会計法の改正について」『経済研究』（静岡大学）第3巻2号、1998年。